

身体拘束の適正化のための指針



Bear Olive

ベア・オリーブ株式会社

ベア・オリーブ訪問看護ステーション

複合型・ハウス・メリー

デイサービス・ルポ

福祉用具 バード

ベア・オリーブ居宅介護事業所

身体拘束の適正化のための指針

1. 身体拘束の適正化の基本的な考え方

身体拘束は、利用者の「生命又は身体を保護するためにやむを得ない場合を除き」禁止されており、「身体拘束」は原則すべて虐待と考えられる。

利用者への身体拘束は利用者の生活の自由を制限する事であり、尊厳ある利用者の生活を阻むものである。ベア・オリーブ株式会社社内事業所（以下、「事業所」という。）は、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく、身体拘束による身体的・精神的弊害を理解し、身体拘束等をしない看護サービスの提供を目指す。ここに本指針を策定し、職員はこれに基づき業務にあたることとする。

2. 身体拘束に該当する行為

（1）身体拘束

緊急やむを得ない場合等正当な理由なく身体を拘束すること。

*この場合の正当な理由とは、切迫性（利用者本人または他者の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しい場合）、非代替性（身体拘束以外に代替する方法がないこと）、一時性（身体拘束は一時的なものであること）すべてを満たす場合。

（2）身体拘束の具体例

- ①徘徊しないように、車いすや椅子、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ②転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ③ベッドから降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
- ④点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- ⑤行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰投与させる。
- ⑥自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

3. 身体拘束の適正化検討委員会に関する事項

- （1）事業所では、身体拘束の廃止に努める観点から「身体拘束適正化委員会」を組織する。本委員会の運営責任者及び委員は、虐待防止検討委員会を兼任する。
- （2）身体拘束適正化検討委員会は虐待防止委員会と一体的に会議や研修を行う場合がある。
- （3）会議の実施に当たっては、テレビ会議システムを用いる場合がある。
- （4）身体拘束適正化委員会は定期的（年2回）かつ必要に応じて担当者が招集する。
- （5）委員会は次のような内容について協議するが、詳細は担当者が決める。

【協議内容】

- ア 身体拘束適正化委員会の組織に関する事
- イ 身体拘束の適正化のための指針の整備に関する事
- ウ 身体拘束等の適正化のための職員研修に関する事
- エ 身体拘束等について、職員が相談・報告できる体制整備に関する事
- オ 身体拘束等を把握した場合に、市区町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関する事
- カ 身体拘束等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関する事
- キ 再発防止策を講じた際にその効果及び評価に関する事

4、身体拘束等の適正化のための職員研修の実施

職員に対する虐待防止のための研修は、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、権利擁護及び虐待防止を徹底する内容とし、以下のとおり実施する。

- (1) 定期的な研修を職員全員に対し実施（年1回以上）
- (2) 新任職員への研修の実施
- (3) その他必要な教育・研修の実施
- (4) 実施した研修についての実施内容及び出席者の記録と保管

5、身体拘束等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

- (1) 正当な理由なく身体拘束が発生し、虐待と判断される場合は、速やかに市区町村に報告するとともにその要因の速やかな除去に努める。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員であった場合は、役職等の如何を問わず、厳正に対処する。
- (2) 緊急性の高い事案の場合は、行政機関及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先とする。

6、身体拘束等が発生した場合の相談報告体制

- (1) 利用者、利用者家族、職員等から虐待の通報を受けた場合は、本指針に従って対応する。
相談の窓口は高齢者虐待防止担当者とする。
- (2) 事業所内で正当な理由なく身体拘束が疑われる場合は、身体拘束適正化委員会及び虐待防止担当者に報告し、速やかな解決につなげるよう努力する。

7、必要な事項の記録

利用者又は利用者等の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ず、身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するとともに、ケアマネージャー及び関係機関に報告を行う。

8、「身体拘束の適正化のための指針」は求めに応じていつでも閲覧できるようにする。

また、当社ホームページにも公開する。

附則

本指針は、2024年 12月1日より施行する。